

令和2年度 第3回
島田市中小企業・小規模企業
振興推進会議

令和2年10月29日

議事要録

令和2年度 第3回島田市中小企業・小規模企業振興推進会議 議事要録

会議体の名称	令和2年度 第3回島田市中小企業・小規模企業振興推進会議	
事務局（担当課）	島田市産業観光部 商工課	
開催日時	令和2年10月29日（木） 15：30～17：00	
開催場所	島田市役所 会議棟 大会議室	
議題	・コロナ禍後の新しいビジネススタイルに向けた施策について	
出席者	委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 島田商工会議所 北川専務理事 ・ 島田市商工会 小野田事務局長 ・ 中小企業家同友会志太支部 戸塚条例推進会議 島田担当 ・ 島田市商店街連合会 清水会長 ・ 新東海製紙株式会社島田工場 山河総務課長 ・ 島田掛川信用金庫 三浦理事 ・ 株式会社静岡銀行島田支店 伏見支店長 ・ 島田榛北地区労働者福祉協議会 鈴木会長 ・ 島田市校長会 園田初倉中学校長 ・ 島田市 谷河産業観光部長
	事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中村商工課長 ・ 安達商工政策係長 ・ 宮脇産業支援センター係長 ・ 松浦主事
配付資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度 第3回島田市中小企業・小規模企業振興推進会議席次表 ・ 【資料】 コロナ禍後の新しいビジネススタイルに向けた施策について ・ 【参考資料】 島田市における中小企業支援施策 	

【議事録】

- 事務局 定刻となりましたので、ただいまより令和2年度第3回「島田市中小企業・小規模企業振興推進会議」を開催いたします。
会議に先立ちまして、委員の出席者数を報告します。定数 11 人のうち、本日は 10 人が出席し、過半数を超えておりますので、「会議規則」第3条第2項の規定により、会議は成立しています。
なお、(有)落合製材所様は本日仕事の都合によりご欠席となります。
はじめに、前回会議の簡単な振り返りをいたします。コロナ禍で生じた課題と変化、施策例などについて事務局より説明した後、委員の皆さまに意見交換を行っていただき、「新しいことにチャレンジする市内企業を応援すること」「新しい知見を持った企業を市外から誘致してくる」との2つの柱で制度を組み立てるということで、前回会議を終えました。
それでは、ここから先は北川会長に進行をお願いいたします。会長、よろしくお願いいたします。
- 北川会長 それでは、次第に従って進めていきます。
早速ですが、「コロナ禍後の新しいビジネススタイルに向けた施策について」の資料について、事務局の説明を求めます。
- 事務局 資料1～5を元に説明を行った。
- 北川会長 ありがとうございます。
まずはビジネスニーズ参入支援事業費補助金について、お願いします。
- OH 委員 対象事業の要件に「スピード感をもった事業展開であること」とありますが、スピード感とは具体的にどのくらいの期間を指すのでしょうか。
- 事務局 事業によって必要な期間は様々ですから、具体的に半年や1年といった期限を設けず、その事業に適したスピード感で実施していただきたいと考えています。
- OH 委員 具体的な期間の設定がないようなら、この要件は入れなくてもいいのではないのでしょうか。

- 事務局 1年を超える事業は補助金交付対象外であるため、1年以内で事業を遂行する必要があります。「試験的にやってみる」のではなく、事業計画を立て、目指すべき目標を明らかにするという意味では「スピード感」という表記は必要になると考えています。
- F 委員 「簡易的な物品販売等を行う事業は該当しない」とありますが、具体的にどのような事業を指すのでしょうか。
- 事務局 具体的に事業化できる規模ではない、簡易的な副業等を想定していません。
- F 委員 新しいことを始める場合は、まずは小さく副業程度からという事業者も多いですから、副業程度でも対象とすべきではないでしょうか。
- 事務局 そうですね、この部分については事務局で精査いたします。
- E 委員 概要書の書き方の部分ですが、「事業」や「経費」など言葉が混在しているため、整理した方が良くと思います。
- 事務局 承知しました。「5 補助対象となる事業」は事業例の意味合いが強いため、もう一度整理します。
- E 委員 「市税を滞納していないこと」とは、いつの時点で滞納していないということでしょうか。
- 事務局 申込時点で滞納の確認をさせていただきます。申込時点で滞納があった場合は、滞納分を納めていただいてから申請を受け付ける、というのが前提になろうかと思っています。
- 北川会長 「経営革新計画を策定した事業者を対象とする」という要件を入れてはどうでしょうか。経営革新計画は商工会議所や商工会のフォローの上で作成しますから、事業計画もしっかりしたものが提出できると思います。
- 事務局 経営革新計画を提出している時点で、国や県の補助金を視野に入れた一定レベルの事業ですから、間口を広く取りハードルを下げると、

この補助金にはあえて入れておりません。

- F 委員 国・県など他の補助金と併用できないとあります。経営革新計画を提出した事業は、適用できる補助金があれば、その補助金に申請していなくともこの補助金の対象とならないのでしょうか。
- 事務局 経営革新計画を提出しても、その事業に他の補助金を投入していなければ対象となります。
- 北川会長 予算規模ですが、6件目標、3,000千円では少ない気がします。
- 事務局 具体的にどの程度が妥当でしょうか。
- 北川会長 10件を目標として、5,000千円でいかがでしょうか。
- 事務局 承知しました。事務局で検討いたします。
- F 委員 創業者の場合は対象となりますか。
- 事務局 業態転換や新規事業開始のための補助金ですので、創業者は対象外となります。創業者には市の「創業補助金」がありますので、そちらで対応します。
- A 委員 事業者への周知方法についてはどう考えていますか。
- 事務局 市ホームページの他、おびサポや商工会議所、商工会で事業者へ案内していただくことを考えています。
- A 委員 事業計画の作成には商工会議所や商工会の経営指導員の判断が必要ではないでしょうか。
- 事務局 例えば生産性向上特別措置法による先端設備等導入計画では、商工会議所や商工会、金融機関等支援機関の確認を必須としています。義理的手続きは、本日のご意見を参考に今後検討していきます。

- 北川会長 補助金の申請は先着順とするのか、公募期間を設けるのか、どちらを
考えていますか。私としては、公募制や審査会制だと交付決定までに
時間を要するため、市ではスピード感ある対応をするということが県の
補助金との差別化になると思います。
- 事務局 承知しました。本日のご意見を参考に今後検討していきます。
- 北川会長 では、サテライトオフィス等進出事業費補助金に移ります。
皆さま、ご意見等をお願いします。
- OF 委員 サテライトオフィスが具体的にどのようなものを指すのか、補足説明
をお願いします。
- 事務局 本社又は本社機能の一部をもった事業所ですから、民間企業の総務や
人事、営業、コールセンター部門等、幅広く対象となります。一方で、
商店等、顧客と相対して営業することを主とした店舗形態は対象外と
なります。
- OF 委員 補助対象要件の部分ですが、「設置する事業所に役員又は従業員を2
人以上置く」とありますが、「2人」ではなく「1人」とした方が間口
が広がって良いのではないのでしょうか。
- 事務局 個人事業主が市外から市内へ引っ越す場合などは対象外となるため、
「2人」の縛りは必要になってくると考えています。
- OH 委員 サテライトオフィス等を設置する事業者は市内のことをよく知らな
いと思いますので、彼らをサポートする体制が必要かと思いますが、
それについてはどう考えていますか。
- 事務局 誘致企業と地元企業のマッチングについては、金融機関等にもご協力
いただきながら取り組んでいく必要があるかと思います。また、誘致
企業に対するフォローについては、市の各部署の連携が必要になって
きます。県でも、サテライトオフィスを検討している方向けのポータ
ルサイトを開設する予定でいるなど、力を入れています。県とも連携
しながら動いていきます。

- A 委員 誘致企業をトータルで支援できる、ワンストップの相談窓口が必要ではないでしょうか。
- 事務局 「どこに行けば相談できる」という窓口は分かりやすくする必要があらうと考えています。
- F 委員 シェアオフィスについてですが、シェアオフィスを開設する者へは補助がある一方で、シェアオフィスに入居する事業者へは補助がないのでしょうか。
- 事務局 シェアオフィス入居者についても、従業員が2人以上であれば補助対象になります。
- F 委員 シェアオフィスは1人で利用する方が多いですから、シェアオフィスに入居するサテライトオフィス設置者にも「従業員2人以上の縛り」を適用した場合、補助するのは難しいと思います。
- 北川会長 他に、全体を通してご意見のある方はお願いします。
- B 委員 どちらの補助金も「国や県等の補助金との併用を認めない」とありますが、この理由は何ですか。
- 事務局 法令でそのように決められているわけではありません。補助金はそれぞれの制度ごとに補助率を考えています。また、事業に全額補助金を投入するよりは、一部自己負担をした上で事業を軌道に乗せていただきたいと考えています。
- B 委員 補助金を創設して終わりではなく、重要なのはその後のパフォーマンスです。サテライトオフィス誘致に関しても、成功している自治体はロビー活動を熱心に行っています。
- 事務局 事務局としても同様の見解であります。
- A 委員 商店街の空き店舗対策にもなる施策ですが、商店街の皆さんの反応はどうでしょうか。

- OG 委員
最近ではシェアオフィスの存在に好意的な店も増えてきています。商店街の空き家率が上がり、皆なんとかしなくてはという危機意識が上がっているのだと思います。ただ、店舗と住居が一体の店も多いため、簡単には進まない部分もあるのが現実です。
- 北川会長
役所の連携についてですが、ワーケーション調査事業は戦略推進課、企業誘致は内陸フロンティア推進課、サテライトオフィスは商工課と担当部署が様々ですので、一つの部署にまとまるとわかりやすいと思います。
- 小野田商工会
事務局長
最後に、商工会から報告があります。商工会で事務局を担っている「未来創造委員会」では、「IT スマートシティをつくる」「非接触社会の中、人恋しさを満たす事業」という2つのテーマで部会ごと研究し、最終的にはこの推進会議の場で提案させていただきたいと考えています。
- 事務局
ぜひよろしく願いいたします。
- 北川会長
皆さん、ありがとうございました。以上で次第2の説明及び意見交換を終了とします。
これより先は事務局に進行をお戻しします。
- 事務局
皆さま、ありがとうございました。
ただ今の意見交換でいただいた内容を事務局で更に詰め、来年度予算要求の手続きへ入ります。
次回の会議は年明けの2月8日（月）13：30 からを予定しています。次回の会議では、予算が確保できるかわかりませんが、確保できましたら制度の具体的内容について委員の皆様にご提示するとともに、次年度の会議の進め方についても話題にさせていただきたいと考えております。
長くなりましたが、以上をもちまして、第3回島田市中心企業・小規模企業振興推進会議を閉会させていただきます。本日はありがとうございました。